



事務連絡
平成20年6月11日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「薬事法関係手数料令の一部を改正する政令等の施行について」の
訂正について

平成20年3月31日付薬食発第0331053号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法関係手数料令の一部を改正する政令等の施行について」における記第二 1. (2) ④について下記のとおり訂正しますので、貴管内関係業者に対し周知願います。

記

誤	(19)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)及び(10)に掲げる医薬品（スイッチOTC等及びその規格違い）のうち、効能、効果、用法又は用量を変更するものであること。
正	(19)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)及び(10)に掲げる医薬品（スイッチOTC等及びその規格違い）のうち、効能、効果、用法又は用量以外を変更するものであること。